

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年六月二日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
税理士による松本大輔後援会	三宅 哲	井上 博夫	広島市中区寺町五番二〇―四〇三号
空本誠喜後援会「青空の会」	空本 誠喜	大段 友鯉子	安芸郡府中町鶴江二丁目一六番二二号
空本誠喜と未来を考える会	空本 誠喜	大段 友鯉子	安芸郡府中町鶴江二丁目一六番二二号